

／今月は悪質商法撲滅月間です／



クリスマスや年末が近づくこれからの時期、消費者の財布が緩むのを狙った悪質業者の活動が活発になることが予測されます。

福岡県では、そのような悪質業者から未然に被害を防ぐため、12月を「**悪質商法撲滅月間**」と位置付け、本市においてもより一層消費者啓発活動を強化しております！

この機会に、みなさまのご家庭においても消費生活の安全・安心を見直してみませんか？

【悪質商法撲滅月間キャンペーンのお知らせ】

◎消費者啓発パネル展

【期間】平成26年12月1日（月）～12月12日（金）

【場所】市役所一階 市民ギャラリー

【内容】悪質商法の手口、クーリング・オフの方法、身近な詐欺事件などをパネルなどで紹介

◎悪質商法撲滅！街頭啓発活動

【日時】平成26年12月11日（木）15：00～16：30

【場所】西鉄五条駅前・いきいき情報センター前・ルミエール太宰府店出入り口付近

【内容】本市消費生活相談窓口の案内や、悪質商法撲滅のための啓発活動を行います

◎消費者啓発講演会 寸劇「悪質商法の手口教えます！」

【日時】平成26年12月13日（土）13：30～15：00

【場所】南隣保館デイサービス施設 いこいの家

【内容】身近に起こる悪質商法の手口を寸劇でわかりやすく紹介

太宰府市消費生活相談窓口

日 時：毎週月・水・金曜日 9：30～16：00

（正午～午後1時までは昼休み）

場 所：市役所2階 消費生活相談窓口

相談方法：お電話または面談

T E L：092-921-2121

※予約は必要ありません。



多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日 時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場 所：市役所2階 消費生活相談窓口

相談方法：面談での相談のみ

T E L：092-921-2121

※予約が必要です。

